

令和5年 第3回

# 戸田市教育委員会定例会

令和5年3月20日(月)午後1時30分  
戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

# 第3回教育委員会（定例会）次第

## 1 開会

## 2 前回の会議録の承認

## 3 報告事項 別添 資料No.1のとおり

## 4 議事

ページ

### (1) 議案

- 議案第 9号 戸田市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（案）について… 1
- 議案第10号 令和5年度戸田市学校運営協議会の委員の任命について……………当日配布
- 議案第11号 戸田市立小・中学校安全衛生管理規程の一部改正（案）について…………… 3
- 議案第12号 戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）について  
…………… 2 2
- 議案第13号 戸田市学校給食衛生委員会規程（案）について…………… 2 6
- 議案第14号 戸田市指定無形文化財の指定解除について…………… 2 8
- 議案第15号 令和5年度当初の学校管理職人事（案）について……………当日配布
- 議案第16号 令和5年度戸田市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について…当日配布

## 5 その他

### (1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和5年4月20日（木）午前9時30分～

### (2) その他

## 6 閉 会

戸田市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（案）の概要について

## ○ 制定内容

### （1）戸田市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定

令和5年4月1日より、本市は個人情報の保護に関する法律の適用を受けるため、戸田市個人情報保護条例、及び戸田市個人情報保護条例施行規則を廃止し、戸田市個人情報の保護に関する法律施行細則を制定する。

このことにより、当該条例及び当該施行規則の規定を引用している戸田市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則を廃止し、新たに戸田市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を制定する。

### （2）施行期日

令和5年4月1日

## 戸田市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（案）

戸田市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。）及び戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第28号。）の施行については、戸田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 年規則第 号）の例による。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（戸田市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則の廃止）

2 戸田市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則（平成11年教育委員会規則第9号）は、廃止する。

戸田市立小・中学校安全衛生管理規程改正案の概要について

○ 改正内容

(1) 産業医の委嘱にかかる規定の改定(第7条)

現行 : 産業医は、戸田市教育委員会が、学校医のうちから委嘱するものとする。

(法的に学校に置く産業医については、学校医である必要はない)

学校医の引受け手が少なくなっており、将来的に産業医の資格を持つ校医がいなくなる可能性があるため、学校医以外の医師についても委嘱を行えるように変更。

(2) その他

文言等の整理

(3) 施行期日

令和5年4月1日

戸田市立小・中学校安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（案）

戸田市立小・中学校安全衛生管理規程（平成20年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「安全衛生推進者等の選任に関する基準」の次に「(昭和63年労働省告示第80号)」を加える。

第7条第2項中「、学校医（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項に規定する学校医をいう。）のうちから」を削る。

第9条第1項中「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

# 改正案

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会教育長

戸田市立  
学校長

学校

## 衛生管理者選任報告書

学校名		事業の種類	教育
学校所在地			
電話番号			
職員数	人（男 人、女 人）		
衛生 管理 者	フリガナ 氏名		
	年齢	職名	
	選任 年月日	年 月 日	
	資格取得 年月日	年 月 日	
参考事項			

注1) 衛生管理者免許を取得している場合は、その写しを添付する。

2) 参考事項欄には、前任者の氏名、解任等の理由及び解任等の年月日を記入する。

また、中学校の保健体育(保健)の免許、養護教諭免許状を有する者は、教育職員免許状の種類及び取得年月日を記入する。

# 改正案

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会教育長

戸田市立  
学校長

学校

## 衛生推進者選任報告書

学校名		事業の種類	教育
学校所在地			
電話番号			
職員数	人（男 人、女 人）		
衛生推進者	フリガナ 氏名		
	年齢	職名	
	選任 年月日	年 月 日	
	資格取得 年月日	年 月 日	
参考事項			

- 注1) 厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者は、その写しを添付する。  
2) 参考事項欄には、前任者の氏名、解任等の理由及び解任等の年月日を記入する。



戸田市立小・中学校安全衛生管理規程新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(衛生推進者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 衛生推進者は、学校長が、安全衛生推進者等の選任に関する基準に基づき、教職員のうちから1人選任する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(産業医)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 産業医は、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、<u>学校医（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項に規定する学校医をいう。）のうちから委嘱するものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(健康診断)</p> <p>第9条 <u>戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>は、教職員の健康を確保するため、健康診断を実施するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第10条～第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(衛生推進者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 衛生推進者は、学校長が、安全衛生推進者等の選任に関する基準 <u>（昭和63年労働省告示第80号）</u>に基づき、教職員のうちから1人選任する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(産業医)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 産業医は、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(健康診断)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、教職員の健康を確保するため、健康診断を実施するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第10条～第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

改正前	改正後(案)
様式 (略)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> 様式 (略)

# 改正後の全文

○戸田市立小・中学校安全衛生管理規程

平成20年3月19日

教委訓令第2号

改正 平成21年3月25日教委訓令第2号

令和3年3月31日教委訓令第1号

令和4年3月18日教委訓令第1号

令和5年3月 日教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、教職員の安全の確保及び健康の保持に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員 戸田市立小・中学校に常時勤務する教職員をいう。

(2) 学校 戸田市立学校設置条例（昭和39年条例第23号）別表第1及び別表第2に掲げる学校をいう。

(校長の責務)

第3条 学校長は、常に教職員の安全の確保及び健康の保持増進並びに職場環境の整備に努めなければならない。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、積極的に健康の保持増進に努めるとともに、学校長その他関係者がこの訓令に基づいて講ずる安全の確保及び健康の保持増進のための措置に従わなければならない。

(衛生管理者)

第5条 法第12条第1項の規定の適用を受ける学校に同条に規定する衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、学校長が、資格を有する教職員のうちから1人選任する。

3 学校長は、衛生管理者を選任したときは、衛生管理者選任報告書（第1号様式）を戸田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

4 衛生管理者は、学校長の指揮監督を受け、法第10条第1項各号に掲げる

業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理するものとする。

(衛生推進者)

第6条 法第12条の2の規定の適用を受ける学校に同条に規定する衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、学校長が、安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年労働省告示第80号）に基づき、教職員のうちから1人選任する。

3 学校長は、衛生推進者を選任したときは、衛生推進者選任報告書（第2号様式）を教育長に提出しなければならない。

4 衛生推進者は、学校長の指揮監督を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち、衛生に係る業務を担当する。

(産業医)

第7条 法第13条第1項の規定の適用を受ける学校に同条に規定する産業医を置く。

2 産業医は、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱するものとする。

3 産業医は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第14条第1項各号に規定する事項を行う。

4 産業医は、教職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、前項に規定する事項について、学校長に対し必要な勧告をすることができる。

(衛生委員会)

第8条 法第18条第1項の規定の適用を受ける学校に同条に規定する衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

3 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校長
  - (2) 教頭
  - (3) 衛生管理者
  - (4) 産業医
  - (5) 衛生に関し、経験を有する教職員のうちから学校長が指名した者
- 4 委員の定数は、10人以内とする。
- 5 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会の会議は、学校長がこれを招集し、その議長となる。ただし、学校長に事故あるとき又は学校長が欠けたときは、教頭がその職務を代理する。
- 7 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

(健康診断)

第9条 教育委員会は、教職員の健康を確保するため、健康診断を実施するものとする。

- 2 定期健康診断は、毎年1回実施する。
- 3 健康診断の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(健康診断の受診義務)

第10条 教職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けるものとする。

- 2 前項の規定による健康診断を受けなかった者は、医師の健康診断を受け、その結果を証明する書面を学校長に提出しなければならない。
- 3 学校長は教職員が指定された期日及び場所において、健康診断を受診できるように配慮しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第11条 教育委員会は、健康診断の実施結果を学校長及び当該教職員に通知するものとする。

(教職員健康診断票の作成等)

第12条 学校長は、実施結果等の通知に基づき、健康診断結果を職員健康診断票に記録しておかなければならない。

- 2 学校長は、教職員健康診断票を5年間保存しなければならない。

3 学校長は、教職員が異動したときは、当該教職員の教職員健康診断票を異動先の学校長に送付しなければならない。

(事後措置)

第13条 学校長は、実施結果の通知により、指示を行う必要があると認める教職員に対し、適切な事後措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第14条 教職員の健康管理業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年教委訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年教委訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年教委訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則 (令和5年教委訓令第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会教育長

戸田市立 学校  
学校長

衛生管理者選任報告書

学校名		事業の種類	教育
学校所在地			
電話番号			
職員数	人 (男 人、女 人)		
衛生 管理 者	フリガナ 氏名		
	年齢	職名	
	選任 年月日	年 月 日	
	資格取得 年月日	年 月 日	
参考事項			

注1) 衛生管理者免許を取得している場合は、その写しを添付する。

2) 参考事項欄には、前任者の氏名、解任等の理由及び解任等の年月日を記入する。

また、中学校の保健体育(保健)の免許、養護教諭免許状を有する者は、教育職員免許状の種類及び取得年月日を記入する。

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会教育長

戸田市立 学校  
学校長

衛生推進者選任報告書

学校名		事業の種類	教育
学校所在地			
電話番号			
職員数	人 (男 人、女 人)		
衛生推進者	フリガナ 氏名		
	年齢	職名	
	選任 年月日	年 月 日	
	資格取得 年月日	年 月 日	
参考事項			

注1) 厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者は、その写しを添付する。

2) 参考事項欄には、前任者の氏名、解任等の理由及び解任等の年月日を記入する。



## ＜参考＞関連法規(抄)

### ○労働安全衛生法（抄）

（昭和四十七年六月八日）

（法律第五十七号）

（産業医等）

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、**医師のうちから産業医を選任し**、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

2 **産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。**

3 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。

4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

5 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない。

6 事業者は、前項の勧告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。

（平八法八九・平一一法一六〇・平三〇法七一・一部改正）

## ＜参考＞改正前の全文

○戸田市立小・中学校安全衛生管理規程

平成20年3月19日

教委訓令第2号

改正 平成21年3月25日教委訓令第2号

令和3年3月31日教委訓令第1号

令和4年3月18日教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、教職員の安全の確保及び健康の保持に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 戸田市立小・中学校に常時勤務する教職員をいう。
- (2) 学校 戸田市立学校設置条例（昭和39年条例第23号）別表第1及び別表第2に掲げる学校をいう。

(校長の責務)

第3条 学校長は、常に教職員の安全の確保及び健康の保持増進並びに職場環境の整備に努めなければならない。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、積極的に健康の保持増進に努めるとともに、学校長その他関係者がこの訓令に基づいて講ずる安全の確保及び健康の保持増進のための措置に従わなければならない。

(衛生管理者)

第5条 法第12条第1項の規定の適用を受ける学校に同条に規定する衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、学校長が、資格を有する教職員のうちから1人選任する。
- 3 学校長は、衛生管理者を選任したときは、衛生管理者選任報告書（第1号様式）を戸田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。
- 4 衛生管理者は、学校長の指揮監督を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理するものとする。

(衛生推進者)

第6条 法第12条の2の規定の適用を受ける学校に同条に規定する衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、学校長が、安全衛生推進者等の選任に関する基準に基づき、教職員のうちから1人選任する。

3 学校長は、衛生推進者を選任したときは、衛生推進者選任報告書(第2号様式)を教育長に提出しなければならない。

4 衛生推進者は、学校長の指揮監督を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち、衛生に係る業務を担当する。

(産業医)

第7条 法第13条第1項の規定の適用を受ける学校に同条に規定する産業医を置く。

2 産業医は、戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、学校医(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条第1項に規定する学校医をいう。)のうちから委嘱するものとする。

3 産業医は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)第14条第1項各号に規定する事項を行う。

4 産業医は、教職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、前項に規定する事項について、学校長に対し必要な勧告をすることができる。

(衛生委員会)

第8条 法第18条第1項の規定の適用を受ける学校に同条に規定する衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

3 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校長
- (2) 教頭
- (3) 衛生管理者
- (4) 産業医
- (5) 衛生に関し、経験を有する教職員のうちから学校長が指名した者

4 委員の定数は、10人以内とする。

5 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会の会議は、学校長がこれを招集し、その議長となる。ただし、学校長に事故あるとき又は学校長が欠けたときは、教頭がその職務を代理する。

7 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

(健康診断)

第9条 戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教職員の健康を確保するため、健康診断を実施するものとする。

2 定期健康診断は、毎年1回実施する。

3 健康診断の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(健康診断の受診義務)

第10条 教職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けるものとする。

2 前項の規定による健康診断を受けなかった者は、医師の健康診断を受け、その結果を証明する書面を学校長に提出しなければならない。

3 学校長は教職員が指定された期日及び場所において、健康診断を受診できるように配慮しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第11条 教育委員会は、健康診断の実施結果を学校長及び当該教職員に通知するものとする。

(教職員健康診断票の作成等)

第12条 学校長は、実施結果等の通知に基づき、健康診断結果を職員健康診断票に記録しておかなければならない。

2 学校長は、教職員健康診断票を5年間保存しなければならない。

3 学校長は、教職員が異動したときは、当該教職員の教職員健康診断票を異動先の学校長に送付しなければならない。

(事後措置)

第13条 学校長は、実施結果の通知により、指示を行う必要があると認める教職員に対し、適切な事後措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第14条 教職員の健康管理業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年教委訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年教委訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年教委訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

第1号様式(第5条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

(あて先)  
戸田市教育委員会教育長

戸田市立 学校  
学校長

衛生管理者選任報告書

学 校 名		事業の種類	教 育
学校所在地			
電 話 番 号			
職 員 数	人 ( 男 人、女 人 )		
衛 生 管 理 者	フリガナ 氏 名		
	年 齢	職 名	
	選 任 年 月 日	年	月 日
	資 格 取 得 年 月 日	年	月 日
参 考 事 項			

注1) 衛生管理者免許を取得している場合は、その写しを添付する。

2) 参考事項欄には、前任者の氏名、解任等の理由及び解任等の年月日を記入する。

また、中学校の保健体育(保健)の免許、養護教諭免許状を有する者は、教育職員免許状の種類及び取得年月日を記入する。

第2号様式(第6条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

(あて先)  
戸田市教育委員会教育長

戸田市立 学校  
学校長

衛生推進者選任報告書

学 校 名		事業の種類	教 育
学校所在地			
電 話 番 号			
職 員 数	人 ( 男 人、女 人 )		
衛 生 推 進 者	フリガナ 氏 名		
	年 齢	職 名	
	選 任 年 月 日	年	月 日
	資 格 取 得 年 月 日	年	月 日
参 考 事 項			

- 注 1) 厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者は、その写しを添付する。  
2) 参考事項欄には、前任者の氏名、解任等の理由及び解任等の年月日を記入する。

## 概要書

## 戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）及び戸田市学校給食衛生委員会規程（案）について

## 1 改正・発足理由

学校給食事業における労働災害の防止について（平成6年基発第257号）の別添1「学校給食事業における安全衛生管理要綱」に基づき、公立学校の学校給食の事業については、一の教育委員会の管理下の給食調理場を一括して一の事業場とするとされており、本市教育委員会管轄下の学校給食調理場で常時使用する労働者が50人以上となることから、「安全管理者」「衛生管理者」「産業医」の選任及び「衛生委員会」の規定について改正を行う必要があったため

【学校給食課 職員数】（令和5年3月1日時点）※県栄養教諭・栄養職員・調理委託従業員は除く

（正規職員）課長1名 総務担当4名 調理士19名

（会計年度任用職員）栄養士4名、事務職3名、技能職21名 計52名

## 2 改正内容（戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則）

第3条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき**安全管理者**の設置規定を追加

第4条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき**衛生管理者**の設置規定を追加

第5条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき**産業医**の設置規定を追加

第6条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき**衛生委員会**の設置規定を追加

上記追加に伴い各条を繰下げ

## 3 発足内容（戸田市学校給食衛生委員会規程）

第1条 戸田市立学校給食センター条例施行規則第6条に基づく設置

第2条 委員会の所掌事項について規定

第3条 委員会の組織について規定

第4条 委員会の会議について規定

第5条 委員会の庶務について規定

第6条 委員会のその他事項について規定

## 施行日

公布の日から施行する。



戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立学校給食センター条例施行規則（昭和45年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条を第13条とし、第8条を第12条とし、第7条を第11条とする。

第6条第2項中「第4条」を「第8条」に改め、同条を第10条とする。

第5条を第9条とし、第4条を第8条とし、第3条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

（安全管理者）

第3条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下この条から第6条までにおいて「法」という。）第11条第1項の規定により、給食センターに安全管理者を置く。

2 安全管理者は、前条に規定する職員のうちから戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

（衛生管理者）

第4条 法第12条第1項の規定により、給食センターに衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、第2条に規定する職員のうちから教育委員会が任命する。

（産業医）

第5条 法第13条の規定により、給食センターに産業医を置く。

2 産業医は、教育委員会が任命する。

（衛生委員会）

第6条 法第18条第1項の規定により、給食センターに衛生委員会を置き、その組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則第2項中「第7条」を「第11条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



改正前	改正後(案)
<p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2 前項に規定する日割の日額は、<u>第4条</u>に規定された額に11を乗じ180で除した額(円未満切捨て)とする。</p> <p><u>第7条～第9条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(令和4年度における給食費の減免の特例)</p> <p>2 令和5年1月1日から同年3月31日までにおける<u>第7条</u>の適用については、同条第1項中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から数えて3人目の児童生徒(以下「第3子」という。)」とあり、及び同条第2項中「第3子以降の児童生徒」とあるのは「児童生徒」とする。</p> <p>附 則 (略)</p>	<p><u>第10条</u> (略)</p> <p>2 前項に規定する日割の日額は、<u>第8条</u>に規定された額に11を乗じ180で除した額(円未満切捨て)とする。</p> <p><u>第11条～第13条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(令和4年度における給食費の減免の特例)</p> <p>2 令和5年1月1日から同年3月31日までにおける<u>第11条</u>の適用については、同条第1項中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から数えて3人目の児童生徒(以下「第3子」という。)」とあり、及び同条第2項中「第3子以降の児童生徒」とあるのは「児童生徒」とする。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

## 戸田市学校給食衛生委員会規程（案）

### （設置）

第1条 戸田市立学校給食センター条例施行規則（昭和45年教育委員会規則第2号）第6条の規定に基づき、戸田市学校給食衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第18条第1項に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校給食の衛生管理に関し戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要であると認める事項

### （組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校給食課長
  - (2) 安全管理者
  - (3) 衛生管理者
  - (4) 産業医
  - (5) 教育委員会の管理下の給食調理場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから教育委員会が指名した者
- 2 委員長は、学校給食課長をもって充てる。
- 3 委員の任期は、第1項第1号から第4号までに掲げる委員にあつてはその在任期間とし、同項第5号に掲げる委員にあつては同号に規定による指名を受けた日からその年度の末日までとし、再任を妨げない。

### （会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長が決するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### （庶務）

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校給食課において処理する。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

## 新曾下町観音経の市指定無形文化財の指定解除について

### 1 概 要

新曾下町観音経は、昭和62年（1987年）3月20日に戸田市指定無形文化財に指定され、新曾下町観音講保存会が保持団体となっていた。

観音経は、観世音菩薩の掛軸を掲げ、締太鼓と大太鼓のリズムに乗せて、観音経や般若心経を全員で唱えるものである。

新曾下町観音講保存会では毎月17日に新曾下町会館で観音経の奉納を行うとともに、埼玉県民俗芸能大会への参加、足立観音霊場巡拝などの活動を行ってきた。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により活動がほとんどできないことや講員の高齢化に伴い、令和5年1月26日に新曾下町観音講保存会を解散することとなった。

### 2 市指定無形文化財の指定解除の流れ

- (1) 新曾下町観音講保存会会長から解散届の提出
- (2) 令和5年第3回教育委員会定例会へ議案「戸田市指定無形文化財の解除について」を提出
- (3) 指定文化財の指定解除・告示及び通知
  - ※戸田市文化財保護条例第7条に基づく告示及び通知
  - 戸田市指定文化財指定解除通知書（戸田市教育委員会→新曾下町観音講保存会）
- (4) 指定文化財の指定解除の報告
  - ※文化財保護法第182条第4項に基づく報告
  - （市教育長→県教育長）
  - （市教育長→文化庁長官）
- (5) 新曾下町観音講保存会の道具一式は郷土博物館へ寄贈予定。

### 3 活動写真



### 4月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	土					
2	日					
3	月	第1回異動者研修会	他市からの異動者に向けた研修会	13:00～	教育センター	教育政策室
		(教育政策室) 任用通知書交付式	中学校ALT・ALT指導員に任用通知書を交付	9:00～	教育センター	教育政策室
4	火	(教育政策室) 任用通知書交付式	学校経営アドバイザー、心の教育アドバイザー、教育相談コーディネーターに任用通知書を交付	9:00～	教育委員室	教育政策室
5	水	(教育政策室) 任用通知書交付式	小学校アクティブティーチャー、本好きサポーターに任用通知書を交付	9:00～	教育センター	教育政策室
6	木	(教育政策室) 任用通知書交付式	小・中スクールサポーター、さわやか相談員・ボランティア相談員に任用通知書を交付	9:00～	教育センター	教育政策室
7	金	(教育政策室) 任用通知書交付式	日本語指導員に任用通知書を交付	9:00～	教育センター	教育政策室
8	土					
9	日					
10	月					
11	火	(教育政策室) 任用通知書交付式	中学校アクティブティーチャー、本好きサポーターに任用通知書を交付	9:00～	教育センター	教育政策室
12	水					
13	木					
14	金	戸田市難聴言語通級指導教室入室支援委員会委嘱状交付式及び第1回委員会	委員に委嘱状を交付し、第1回目の委員会で協議	15:30～	教育センター	教育政策室
		生徒指導委員会委嘱状交付式	委員に委嘱状を交付	15:30～	文化会館	教育政策室
15	土	小学校林間学校合同実地調査	林間学校の実施に向けた実地調査を市内全小学校で合同で実施する		国立赤城青少年交流の家など	教育政策室
16	日					
17	月					
18	火	戸田市子供の体力向上推進委員会委嘱状交付式及び第1回委員会	委員に委嘱状を交付し、第1回目の委員会で協議	15:30～	教育センター	教育政策室
19	水	就学支援委員会委嘱状交付式及び第1回委員会並びに調査専門部会	委員に委嘱状を交付し、第1回目の調査専門部会で協議	15:30～	市役所5F大会議室A	教育政策室
		学警連第1回役員会	蕨・戸田地区の生徒指導上の情報交換等を学校・警察による組織で行う	15:30～	蕨市中央公民館	教育政策室
20	木	◎ 定例教育委員会		9:30～	教育委員室	教育総務課
21	金					
22	土					
23	日					
24	月					
25	火	戸田市小・中学校初任者研修会	初任者の研修	15:00～	オンライン	教育政策室
26	水					
27	木					
28	金	戸田市教科等研究部会	各教科等研究	14:30～16:30	オンライン	教育政策室
29	土					
30	日					

4月教育委員会関係【行事・講座等】日程表

日	曜日	行事・講座名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木					
7	金					
8	土					
9	日					
10	月	小・中学校始業式(午前) 中学校入学式(午後)				
11	火	小学校入学式(午後)				
12	水					
13	木					
14	金					
15	土					
16	日					
17	月					
18	火					
19	水					
20	木					
21	金					
22	土					
23	日					
24	月					
25	火					
26	水					
27	木					
28	金					
29	土					
30	日					



### 4月教育委員会関係【行事・講座等】日程表

日	曜日	行事・講座名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	土	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	9:00～12:00	美笹公民館	生涯学習課
2	日	バルシアターと かみとだおはなし会	上映作品「イソップ物語」3歳児～小学校低学年向けの絵本の読み聞かせ、おはなしなど。	13:30～14:30	あいパル3階 研修室	生涯学習課
3	月					
4	火					
5	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
6	木	託児サービス	保護者が図書館の中でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士がお子さまを預る	10:00～12:50	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
7	金	ととけっこの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、 絵本の読み聞かせを楽しむ	11:00～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
7	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
8	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
8	土	子供映画会	「ふしぎの国のアリス」(73分)	10:30～11:45	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
8	土	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	下戸田公民館	生涯学習課
9	日					
10	月					
11	火					
12	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
13	木	託児サービス	保護者が図書館の中でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士がお子さまを預る	10:00～12:50	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
14	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
15	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
16	日	かみとだおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなし、折り紙 工作など	13:30～14:30	あいパル3階 研修室	生涯学習課
16	日	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	新曽公民館	生涯学習課
17	月					
18	火					
19	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
20	木	託児サービス	保護者が図書館の中でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士がお子さまを預る	10:00～12:50	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
21	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
22	土	おはなしの部屋	昔話などの語り	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
23	日					
24	月					
25	火	絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ・紙芝居等	10:30～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
26	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
27	木	託児サービス	保護者が図書館の中でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士がお子さまを預る	10:00～12:50	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
28	金	みんなでパルるんひろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。後半は保護者同士の交流や、保健師への相談ができる。	10:30～11:30	あいパル2階 和室	生涯学習課
29	土	はらっぱであそぼう	センター周辺の草花を使って遊ぶ	10:00～11:30	彩湖自然 学習センター	生涯学習課

日	曜日	行事・講座名	内 容	時 間	場 所	主管課
30	日					

# 報告事項

# 1 報告事項

ページ

- ① 令和5年度施政方針・教育関連総括質問について…………… 1  
(教育総務課)
- ② 令和5年3月戸田市議会定例会教育関連一般質問及び常任委員会について…………… 4  
(教育総務課)
- ③ 令和4年度戸田市学校情報セキュリティポリシー及び共通実施手順の改訂について…… 1 3 及  
び別紙1、2  
(教育総務課)
- ④ 体罰に係る実態把握について…………… 1 4  
(学務課)
- ⑤ 戸田市立美笹中学校で発生した事案について…………… 当日配布  
(教育政策室)
- ⑥ 令和5年度高等学校進学予定者数について…………… 当日配布  
(教育政策室)
- ⑦ その他

## 令和5年度施政方針・教育関連総括質問について

酒井 郁郎 議員（戸田の会）

### 3 不登校児童生徒への支援について

→ 現在、戸田型オルタナティブ・プランに沿い、子供たちの多様な学びの場の拡充を図っている。そして、教育支援センター「すてっぷ」や各小学校の「ぱれっとルーム」をはじめとする多様な学びの場の選択肢を設けることで、子供たち一人一人のニーズに応じた教育活動を進めている。

今後、ますます不登校児童・生徒への支援ニーズは高まっていくため、必要な情報が全ての方に行き届くよう、継続的な周知が必要と考えている。

引き続き、教育委員会をはじめとする様々な関係者、諸機関等との連携を図りながら、子供たちの社会的な自立を目指し、「誰一人取り残されない教育」の実現に努めていく。

### 4 全小中学校への電子黒板機能付きの大型プロジェクタの導入について

→ 電子黒板として利用できる大型プロジェクタについては、戸田東小学校・中学校において既に効果的に活用されていて、これを市内全小中学校の全教室に広めていくものである。

この電子黒板機能付き大型プロジェクタは、従来の黒板とチョークに代わるもので、日常的にあらゆる授業での活用を見込んでおり、どの子にとっても視覚的に情報を得やすくなることや、一人一台端末を活用しながら双方向性のある授業づくりが行いやすくなることを期待している。

### 8 コミュニティ・スクールの展開について

→ 現在、都市型コミュニティ・スクールを目指して、幅広い世代に参画しやすい環境整備を進めている。今後も地域の方々と連携・協力しながら、地域とともにある学校づくりのために、コミュニティ・スクールの更なる充実に努めていきたいと考えている。

次に、研修・啓発の内容については、現在、教育委員会において、コミュニティ・スクール・ディレクターによる講義や各学校の学校運営協議会同士の情報共有等を実施している。各学校の協議会には町会の代表の方々が入っているので、今後も地域の皆様と情報共有を図っていく。

## 榎本 守明 議員（みらいの会）

### 1 重点施策から

#### (1) 全小中学校のトイレの洋式化について。

→ 洋式化の対象となるトイレは、すでに洋式化されている戸田東小学校・中学校及び改築中の戸田第一小学校を除いた、15校全ての和式トイレとなる。これらを改修することにより、児童生徒が普段使用する市内小中学校のトイレが、全て洋式となる。

施工時期については、令和5年度に設計を行い、設計の中で、年度ごとに施工する学校を振り分け、令和6、7年度の2か年で工事を行う予定となっている。

## 齋藤 直子 議員（令和会）

### 2 「7つの基本目標に沿った主な事業」

#### (1) 基本目標2「創造性や豊かな心を育むまち」から。

##### ②開館40周年を迎える図書館について。

→ 図書館は昭和58年11月に開館し、令和5年に40周年を迎えます。令和4年3月には、「すべての市民の学びを支援し、情報拠点となる図書館」を目指す姿とする、第2次戸田市図書館ビジョンを策定し、指定管理者等と連携し、各種施策を進めている。

令和5年度は、図書館システムの更新による利便性の向上のほか、11月には開館40周年記念イベントを実施する。ボランティアによる企画や地域企業との連携、さらに、郷土博物館も含めたスタンプラリーなど幅広い世代に参加していただける内容を予定している。

また、利用者からも好評な戸田かけはし高等特別支援学校や福祉団体の軽食販売など、学校や地域と連携した取組を更に拡充していく。

## 本田 哲 議員（日本共産党市議団）

### 2 「子ども応援プロジェクト」から

#### (2) 小中学校のトイレの洋式化・バリアフリー化について。

→ 車いす使用者用トイレの設置に当たっては、令和2年に、国において「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」が示され、令和7年度末まで学校施設のバリアフリー整備に係る補助金の補助率が、1/3から1/2に引き上げられた。

これを受け、本市においては、校舎あるいは屋内運動場に車いす使用者用トイレが設置されていない小中学校を対象として、令和7年度までに設置していく方針とした。

改修に当たっては、令和5年度に諸条件を踏まえた設計を行い、令和6、7年度の2か年で学校ごとに工事を行う予定となっている。

## **6 基本目標2「創造性や豊かな心を育むまち」から**

### **(1) 図書館開館40周年について。**

→ (齋藤直子議員(令和会)に対する答弁のとおりだが) 図書館開館40周年記念イベントも含め、多くの方々に図書館を利用してもらえるよう、さまざまな取組を実施していく。

## 令和5年3月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について

佐藤 太信 議員（戸田の会）

### 1. 虫歯予防、歯の健康について

生活習慣病予防として、歯の健康維持は必要不可欠である。40歳代以上の歯の健康について、全国平均と比較して本市は低い状況にある。幼少期からの虫歯予防は大切な取組の一つだと考える。

#### (1) 現状の取組みについて。

→ 各小中学校においては、毎年6月末までに、学校歯科医師による歯科検診を実施している。結果についてはご家庭に通知し、治療を促すとともに、むし歯の予防について啓発するために保健だよりを配付するなどしている。また、子供たちに対しては、養護教諭と連携して歯の磨き方の指導を行ったり、新型コロナウイルス感染症の拡大以前には、給食後に歯磨きを行ったりするなど、各学校において歯の健康に関する取組みを実施している。

#### (3) フッ化物を活用した取組について。

→ 本市の小中学生の一人あたりのむし歯の保有率であるが、令和4年度は小学生0.15本、中学生は0.5本と大きく改善されており、むし歯予防の意識が高まっている。したがって、現時点において市内の小中学校では、フッ化物を活用した取組みは実施していないが、学校現場の声を踏まえながら今後の研究課題とさせていただく

。

そごう 拓也 議員（みらいの会）

### 1. 地域活性化について

新型コロナウイルス感染症の「5類」への移行に当たり、日常生活に浸透してきた基本的な感染対策が大幅に緩和される。長期の自粛は町会・自治会、コミュニティー、サークル活動、行事、生活など様々な面で大きな影響を地域に与えた。コミュニティーやサークルでの参加者の減少、行事やイベントの縮小や中止などで地域のつながりの希薄化も見られる。

#### (1) 地域活動の活性化について伺う。

→ 本市には、下戸田公民館、新曽公民館、美笹公民館の3つの公民館があり、学び



や活動の拠点として利用されている。

各公民館には、公民館事業への協力や、公民館まつりを運営し、地域の生涯学習推進のために活動する「公民館育成サークル」がある。これは、市の教育委員会が認定し、活動している団体で、下戸田公民館には22団体、新曽公民館及び美笹公民館にはそれぞれ11団体あり、現在は、感染対策に配慮しながら、徐々にコロナ前の活動に戻っている状況である。

しかしながら、年々、各サークルの会員だけでなく、指導者の高齢化も進み、また、新型コロナウイルス感染症を心配し、活動を自粛しているサークルもある。

こうした状況を踏まえ、公民館では、公民館だよりやホームページ等でのサークル情報の周知、サークル体験会の開催など、各サークル団体の状況、要望に応じてサポートしている。

引き続き、健康増進や生きがいつくり、交流の場の創出となるサークル活動の活性化に向け、支援していく。

## **野澤 茂雅 議員（戸田の会）**

### **1. 小児生活習慣病予防健診について**

**本市では、10年超にわたり、小学4年生を対象とした「小児生活習慣病予防健診」が実施されている。**

#### **(1) 目的と概要について。**

→ 本健診は、小児生活習慣病予防のため、児童の規則正しい、健康で明るい学校生活を促進すること目的として、平成20年度から、全小学校において実施している。

健診内容は、問診、血圧測定及び血液検査となっていて、小学4年生を対象に実施している。令和元年度から検査の重要性に鑑み、対象を希望者から全児童としている。

#### **(2) 受診後のフォローアップについて。**

→ 検診の結果については、各家庭に通知し、生活習慣の改善のための支援が必要な場合は、養護教諭等が中心となって面談や、改善のための情報提供等を実施している。

### **(3)生活習慣病予防教育について。**

→ 生活習慣病については、小学校では第6学年の「体育」の保健で、中学校では第2学年の「保健体育」の保健分野で取り扱うこととなっている。

具体的には、生活習慣病とは、生活習慣がその発症や進行に関係すること、また、生活習慣病の多くは、大人になってから症状が現れるが、子供のころからの生活習慣が大きく関係していることなどを学習する。

そして、生活習慣病予防の観点から、自分の生活を振り返り、生活習慣の改善への意識を高めている。

## **宮内 そうこ 議員（戸田の会）**

### **1. 交通事故のない安全なまちづくりへ**

交通事故のない安全なまちづくりは、市民にとって最大の願いであり、中でも通学路の安全については、保護者から日常的に多くの相談が寄せられている。特に注目したいのは、小学1年生の歩行中の死傷者数は他の年代に比べて突出して高く「魔の7歳」と表現される。また、小学校入学直後の5月に事故は急増しており、当事者レベルで危機意識を共有することが重要である。交通事故を防ぐために、特に重要であるとする以下3点について伺う。

#### **(3)交通安全教育と保護者への啓発について。**

##### **②小学校入学後の交通安全教育と保護者への啓発について。**

→ 小学校入学後の交通安全教育については、交通事故防止のため学級活動等において、継続的、計画的に行っている。また、各小学校において蕨警察署や都市整備部による交通安全教室や子ども自転車運転免許教室など、地域の実態や児童の発達の段階を踏まえた交通安全教育が実施されている。

保護者への啓発についても、入学説明会や懇談会、長期休業前の便りなどの機会を捉え、各学校において実情等を踏まえながら適宜行っている。

教育委員会としても、交通事故防止の徹底のため、引き続き交通安全についての啓発や情報発信等を行っていく。

**むとう 葉子 議員（日本共産党戸田市議団）**

#### **4. 喜沢中学校のブロック塀の修繕について**

**(1) オリンピック通りに面した喜沢中学校のブロック塀が、植栽に押されて斜めになっている。震災時にブロック塀が倒れる危険があるため修繕すべきと考えるが、市の計画は。**

→ ブロック塀の修繕については、技術担当課とともに現地調査を行い、その状態に応じて修繕の必要性や修繕の範囲を判断している。

今回、質問いただいた喜沢中学校のオリンピック通り沿いのブロック塀については、現地調査の結果を踏まえ、傾きを是正すべき部分について、今年度末までに修繕を行う予定となっている。

**浅生 和英 議員（戸田の会）**

#### **1. インクルーシブ教育について**

**(1) 日本は、2014年に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を批准している。その後、条約により国連の権利委員会から定期的に勧告が出されているが、2022年8月の勧告には、インクルーシブ教育に関する内容もあった。本市のインクルーシブ教育への取組について見解を伺う。**

##### **① 通常学級と特別支援学級の児童生徒の関わりについて。**

→ インクルーシブ教育システムの充実にあたっては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。この理念を踏まえて、特別支援学級の児童生徒は、個々の実態や目標に応じて、通常学級の各教科等の授業や給食、学校行事などに参加し、交流を行っている。また、通常学級と特別支援学級の交流だけではなく、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の学校の通常学級の児童生徒と交流する学習も毎年実施している。

##### **② 個々の最適な学びのためのツール・研修について。**

→ 市では GIGA スクール構想のもと、一人一台端末を使用した ICT の活用を推進している。ICT の活用は個々に応じた支援をするために大変有効なものであると考え、本市の特別支援学級では課題に応じたアプリの導入を行っている。具体的

には、読みの困難さを支援するものや目の動きをトレーニングするものなど、教師からのニーズを把握しながら導入している。

また、特別支援教育に関する研修は、特別支援学級や通級指導教室を担当する教師のみではなく、すべての教師に対して必要なものであり、さらには、経験や勘、気合いといった3Kではなく、専門的な知見を取り入れるべき領域であると認識している。そこで、特別支援教育に関する専門的な知見や実績を有する民間企業や大学と連携した質の高い研修会を実施している。また、市全体での研修だけではなく、教育委員会の担当者が市内小・中学校で校内研修を行ったり、専門性の高い外部講師による研修の機会も設けたりしている。

### ③個別の教育支援計画の作成と共有、連携について。

→ 学校では、本人と保護者の願い、本人の状況を踏まえながら、一人一人の教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画を作成している。また、個別の教育支援計画を基に、各教科等における配慮事項等を含めた個別の指導計画を作成し、児童生徒一人一人に応じた目標、内容及び指導方法の工夫を明確にして指導にあたっている。これらの計画については、進学先や関係機関へ、保護者の希望に応じて共有をしていて、切れ目のない支援体制作りに役立てている。また、一部の学校においては、民間企業と共同して、これらの計画の策定支援や児童生徒一人一人に応じた教材の提案を行うシステムを開発し、個別最適な学びに活用している。

## 林 冬彦 議員（とだ彩光会）

### 1. 本市のコミュニティ・スクールについて

#### (1)本市が目指す都市型コミュニティ・スクールとは。

→ 本市では、平成30年度に、すべての小・中学校で学校運営協議会を設置し5年が経過したところである。

コミュニティ・スクールを導入する自治体のうち、たとえば、大都市圏以外の地方の自治体においては、若年層の人口流出や過疎、高齢化という喫緊の課題に直面しているところもある。

一方で、本市においては、人口の増加が見込まれていることに加え、働き世代が多く在住している。

そのため、地域の方々だけではなく、企業等の第一線で働かれている保護者等が学校運営協議会に参画することが可能であり、そうした多様な人材が参画すること

により、学校と地域双方の活性化が期待される。

こうしたことから、本市が目指す都市型コミュニティ・スクールとは、働き世代も含めた多様な人材が学校運営協議会に参画し、現代的課題やこれからの社会に求められる力などについて、熟議を行うことにより、これまでの学校内外での学びがさらに充実するとともに、地域の活性化が図られる形である。

## **(2)本市のコミュニティ・スクールにおける現状と課題は。**

→ この5年間、学校運営協議会の運営に関する指導・助言を行う、戸田市コミュニティ・スクール・ディレクターを任用し、各学校への支援を行ってきた。

また、教職員や学校運営協議会委員の理解を深め、資質向上を図るため、制度の趣旨や意義を理解する研修やお互いが抱える課題や好事例の共有の機会も設けてきた。

こうした取組を通じ、近年は、各学校が自立自走に向けて動き始めているところであるが、一層の活性化が課題として挙げられる。

## **(3)コミュニティ・スクール導入で、地域との協働・連携はどう変わったか。**

→ コミュニティ・スクールの導入により、学校運営協議会における熟議を通して、それぞれの学校ごとに学校や子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、また何を実現していくのか、というビジョンの共有ができるようになった。

また、課題解決型学習PBL等の学びを通して、地域の理解と協力を得た教育活動ができるようになった点も、コミュニティ・スクール導入による効果であると考えている。

## **(4)コミュニティ・スクール導入は、教職員の働き方改革につながっているか。**

→ 学校における働き方改革については、中央教育審議会の答申によると、例えば、登下校時の対応や校内清掃は、地域の力を借りることも示されている。

また、本市の学校の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、一斉に臨時休業になった際には、学校再開に向けて、学校運営協議会として、学校や子供たちのために何ができるのかを協議するとともに、再開後は、分散登校の見守り、校舎内の消毒や清掃などにPTA、地域の方々に御協力いただいた事例もあった。

学校における働き方改革は、本市においては着実に進めているが、今後も学校運営協議会と連携を図りながら取り組んでいく。

#### **(5) コミュニティ・スクール導入で、市内小中学校間の連携は進んだか。**

→ 本市においては、原則各学校単位で、学校運営協議会を設けているが、小学校、中学校共同で学校運営協議会を設置する学校や学校運営協議会を小中合同で開催する地区もある。

同じ地域内にある小学校と中学校、地域の方々が一緒に熟議を行うことにより、小学校1年生から中学校3年生まで一貫した子供たちの成長を地域とともに考えることができる機会になっていると認識している。

#### **(6) 本市が目指す都市型コミュニティ・スクールに向けての課題と今後の展開は。**

→ 現在、本市の学校運営協議会は、30代から80代まで幅広い世代の委員が参画しているが、これまで以上に働き世代に活躍していただくことが課題と考えている。

そのため、協議会のオンライン開催による時間的制約の緩和や一定期間での委員の入れ替えによる組織の活性化等、今後も、働き世代を含めた多様な人材が学校運営協議会に参画しやすい環境整備を進めることで、本市の目指す都市型コミュニティ・スクールへとつなげていきたいと考えている。

## **2. 本市の教育について**

### **(1) 戸田東小学校を視察された岸田首相は、本市の教育における何のどのような状況に注目されたのか。**

→ この度の視察は、国の進めるGIGAスクール構想や学校における働き方改革の実現に向けた取組の状況について、本市を先進地として注目いただき実現したものと認識している。視察では、1人1台端末や最先端のデジタル機器を活用した学びの様子を見てもらうとともに、本市におけるGIGAスクール構想や働き方改革の推進について戸田東小・中学校の若手教師と車座で意見交換をしてもらった。本市の教育改革について、広く注目してもらえたものと考えている。

## **(2)本市の教育改革における重点取組「戸田市SEEPPプロジェクト」の概要と現況について。**

→ SEEPPとは、教育改革における4つの重点取組の頭文字をとったもので、じわじわと染みこむという浸透を意味している。SはSubject、教科教育をはじめとした日々の授業改善の推進、EはEdTech、1人1台端末の活用など教育とテクノロジーの融合、もう一つのEはEBPM、客観的なデータを根拠とした教育のトライアル、PはPBL、児童生徒による課題発見・解決型の探究的な学びの推進を表している。

市内全小・中学校において、教科教育の充実とPBL等の教科等横断的な学びの推進に向けた授業改善を進める中で、日々の授業の中でICTが文具のように活用されてきている。それらの様子は、先日開催した戸田市児童生徒プレゼンテーション大会においても見ることができます。

EBPMについては、今年度、デジタル庁の実証事業に採択され、市長部局と連携した「教育総合データベース」の整備を、教育政策シンクタンクの有識者の助言を得ながら進めているところである。

## **(3)本市の教育改革が進む中、教職員の資質向上はどのように図られているか。**

→ 教職員の資質向上を図るため、教育委員会が主催する研修会において、産官学と連携した特色ある研修会を実施している。例えば、連携企業から指導者を迎え、小・中学校の教職員だけでなく、幼稚園や保育園の職員と共に学ぶユニバーサルデザイン研修や、EdTech企業のオフィスを会場に実施したデジタルコンテンツづくりの研修などがある。また、各学校の校内研修においても産官学との連携を生かし、全国の第一線で活躍されている方々を指導者に迎え、各学校の創意工夫による質の高い研修が行われている。

## **(4)小学校から中学校への連続性(教育環境、指導法、個別情報等)は確保されているか。**

→ 本市においては、小・中学校9年間の学びの連続性を重視し、英語やプログラミング教育において共通のカリキュラムを実施するとともに、各校の創意工夫のもとPBLに取り組んでいる。

また、各中学校区においては、9年間を見通して育成を目指す児童生徒像や重点目標を共有し、学力向上や生徒指導、交流活動などに関する取組や合同研修等を推進している。

**(5)本市が進める教育について、保護者や地域との情報共有はどのように図られているか。**

→ 教育委員会においては、市の広報紙のほか、SNS を積極的に活用し、Facebook や note による情報発信を行っている。各学校においても、ホームページや学校便り等のほか、Facebook などにより、日々の授業をはじめとした教育活動の様子を積極的に発信している。また、先ほど答弁いたしましたコミュニティ・スクールにおいて、地域と情報共有を行いながら教育活動に取り組んでいる。

**(6) G I G A スクール構想の先にある本市の教育の未来について。**

→ 今後は、テクノロジーのさらなる進歩をはじめ、子供たちの状況も多様化が進むなど、変化の激しい時代となることが予想される。そのような時代を生きるとだっ子たちが誰一人取り残されることなく、その可能性を最大限に伸ばす教育の実現を目指し、S E E P プロジェクトや総合的な不登校施策である戸田型オルタナティブ・プランをはじめとした取組をさらに進めていく。



## 体罰に係る実態把握について

調査対象期間 令和4年4月1日～令和4年12月31日

	1 体罰の件数	2 体罰には該当しないが、アンケートの内容から不適切と思われる指導の件数
小学校	0	0
中学校	0	5
計	0	5

### 事件の概要と主な対応

- 3月1日（水）**
- ・午後0時20分頃、戸田市立美笹中学校に刃物を持った17歳の高校生が侵入し、取り押さえようとした男性教諭が切りつけられ、負傷（男は、その場で現行犯逮捕）
  - ・教師が付き添い、生徒をグループに分け集団下校
  - ・市内全小・中学校に、校舎に出入りする方の確認の徹底、授業時の門扉や昇降口が閉じていることの確認、既存の防犯マニュアルに基づいた対応の確認を改めて指示
  - ・午後7時30分から当該中学校において臨時保護者会を開催
- 3月2日（木）**
- ・当該中学校に市教育センターの心理カウンセラーを緊急配置し、各日、1名以上のカウンセラーが相談に応じる体制を整備するとともに、市長部局や警察とも連携し、登下校時の見守りを強化
  - ・上記の対応の概要等をホームページで公表（2頁参照）
  - ・改めて学校の安全管理及び危機管理体制を確認するとともに、不審者侵入時の対応等について、全教職員に対して共通理解を図り、周知徹底を市内全小・中学校に依頼する旨の教育長通知を発出（3頁参照）
  - ・全児童生徒及び保護者に向けた教育長メッセージを発出（7～9頁参照）
- 3月3日（金）**
- ・上記の教育長通知や教育長メッセージの発出等について、ホームページで公表（4頁参照）
  - ・市長が戸田市議会3月定例会で本事件について言及（5頁参照）
- 3月6日（月）**
- ・市内全小・中学校の校長で構成される校長会議において、教育長から本事件への対応について指示（6頁参照）
  - ・当該中学校に、県のスクールカウンセラーを緊急増員し、各日、市のカウンセラーとあわせて1～2名が相談に応じる体制を整備
- 3月9日（木）**
- ・当該中学校に、警備員1名を緊急配置（～3月31日）
  - ・戸田市議会文教・建設常任委員会において、本事件への対応について説明
- 3月14日（火）**
- ・戸田市立小中学校長会より、緊急要望が提出（10～11頁参照）
- 3月20日（月）**
- ・定例教育委員会・臨時の総合教育会議を開催

### ●3月2日（木） 市ホームページ掲載内容

[記者発表資料]市立美笹中学校で発生した事件について

2023年3月1日(水曜)午後0時20分頃、戸田市立美笹中学校に刃物を持った17歳の高校生が侵入し、取り押さえようとした男性教諭が切りつけられ、負傷しました。男は、その場で現行犯逮捕されました。なお、事件の詳細については、捜査中であるため警察にお問い合わせください。

事件を受け、学校では教師が付き添い、生徒をグループに分け集団下校させました。また、当日の午後7時30分から臨時保護者会を開催し、事件の概要や今後のサポート、保護者の皆様をお願いしたいことなどについて校長からお伝えしました。参加された保護者の方からは、今後の予定についての質問がありました。

市教育委員会としては、市内全小・中学校に、校舎に出入りする方の確認の徹底(保護者名札の着用など)、授業時の門扉や昇降口が閉じていることの確認(防犯カメラ等の活用など)、既存の防犯マニュアルに基づいた対応の確認(児童生徒の避難、全体への危機の周知、応援の呼び方、警察への通報など)を改めて指示しました。

また、学校配置のスクールカウンセラーや相談員に加え、市教育センターの心理カウンセラーを当該学校に緊急配置して、3月2日(木曜)、3日(金曜)及び6日の週にかけて、子供たちへの心のケアに全力を尽くしております。また、市長部局や警察とも連携し、登下校時の見守りの強化を行っております。なお、在籍生徒や保護者等の関係者が安心して日常生活ができるように、過度な取材については、お控えいただくようお願いいたします。

### ●3月2日（木） 教育長通知の内容

- 授業時の門扉、昇降口等が閉まっているかの確認
- 防犯カメラ等の設置個所や作動状況等の確認
- 定期的な校内巡視や安全点検の実施の確認
- 保護者等の来訪者には、来訪者用の名札を着けさせる等、来校時のルールを徹底させる
- 来訪者として、行動や言動に不自然な点がないか確認
- 正当な理由があつたとしても、来訪者用の名札を着けていない場合は受付に案内
- 教職員は職員用の名札等を着ける
- 不審者か否かの判断方法、応援教職員の集め方、不審者への初期対応、児童生徒等の避難判断・指示、避難誘導・避難場所、警察への110番通報、教育委員会への緊急連絡・支援要請、不審者の隔離・抑止その他の留意事項について確認
- 不審者侵入に関する情報共有・対応指示するための具体的方法(校内緊急放送文案等)について確認
- さすまたやネットランチャー等の防犯用品の使用法や設置場所について確認
- 児童生徒等の安否確認・引き渡し、負傷者等の119番通報、止血や心肺蘇生等の応急手当について確認
- 保護者等への説明や児童生徒等の心のケア、教育活動の再開の準備、再発防止対策の検討・実施等の事後の対応・措置について確認
- 危機管理マニュアルの見直しも含め、それを踏まえた対応について確認
- 避難訓練(不審者侵入対応を含む。)を計画的に実施
- 不審者侵入に対する対応や登下校中の見守り活動等については、教職員だけでなく保護者や地域住民、警察等の関係機関とも連携し対応

### ●3月3日（金） 市ホームページ掲載内容

[記者発表資料]市立美笹中学校で発生した事件について(続報)

標記については、2023年3月2日(木曜)午前に、事件の概要や学校・教育委員会の対応状況等について情報提供させていただいたところです。

その後、3月2日(木曜)夕方に、改めて学校の安全管理及び危機管理体制を確認するとともに、不審者侵入時の対応等について、全教職員に対して共通理解を図り、周知徹底を市内全小・中学校に依頼する旨の教育長通知を発出いたしました。

また、児童生徒及び保護者に向けて、自分はたくさんの大人に見守られて生活しており一人ではないこと、もし不審者にあってしまったときは自分の身は自分で守ることもとても大切なことであること、日ごろから安全についての意識を高めるようにすること、どんな小さなことでも周りの人に相談することなどを主な内容とする教育長からのメッセージを市内全小・中学校に送付し、全児童生徒、保護者及び教職員に周知するよう依頼いたしました。

市教育委員会といたしましては、このように、生徒たちの心のケアや引き続き学校安全の確保の徹底に努めるとともに、負傷した教員の一日も早い回復を心よりお祈りいたします。

なお、事件の詳細については、捜査中であるため警察にお問い合わせください。また、在籍生徒や保護者等の関係者が安心して日常の生活ができるように、過度な取材については、お控えいただくようお願いいたします。

(URL) <https://www.city.toda.saitama.jp/site/press/hisyo-press2023-misasa-jikenzoku.html>

※添付資料は7～9頁参照



### ●3月3日（金） 戸田市議会3月定例会における市長発言

3月1日の午後0時20分頃、美笹中学校に刃物を持った17歳の高校生が侵入し、取り押さえようとした男性教諭が切りつけられ、負傷しました。男はその場で現行犯逮捕されました。

この事件を受け、学校では教師が付き添い生徒をグループに分け集団下校させました。その後、当日の午後7時30分からは臨時保護者会を開催し、事件概要や今後のサポート、保護者の皆様にお願いたいことなどについて伝えました。

まず、最優先すべき児童・生徒への心のケアについては、学校配置のスクールカウンセラーや相談員に加え、市教育センターの心理カウンセラーを3月2日（木曜）、3日（金曜）及び6日の週にかけて当該学校に緊急配置して、心理面のサポートに全力を尽くしております。

また教育委員会では、改めて全小・中学校に対して、校舎に出入りする方の確認の徹底、授業時の門扉や昇降口が閉じていることの確認、既存の防犯マニュアルに基づいた対応の確認を指示しました。

登下校時の見守りについては、教育委員会と、市の防犯パトロールの連携と合わせて、蕨警察にもご協力いただくなど体制の強化をはかっており、在籍生徒や保護者等の関係者が安心して日常生活ができるよう努めてまいります。

今回の事件につきましては、現在警察において捜査が進んでおりますが、本市でこのような事件が発生したことに大きな衝撃を受けており、強い憤りを感じています。

事件では、本市の教諭による大変勇敢な行動によって、生徒への被害が未然に防がれましたが、その際に大きな負傷をしました。何よりもまず、被害に遭われた教諭の一日も早い回復を心から願っております。

当該教諭の勇気ある対応には、多くの市民が心を打たれたものと感じており、私もその一人です。

教諭の決死の行動は、教育者としての高い使命感と強い信念、そして生徒への深い愛情があったからこそ成しえたことであり、ここに市民を代表して心から敬意と感謝を申し上げます。

一方で、このような犯行から、生徒と教職員をどう守っていくべきなのか、今回の事件を踏まえて一層の対策を講じる必要があります。

市長部局としても臨時の「総合教育会議」を開催し、教育委員会としっかりと連携を図ってまいります。

また、これまで講じてきた安全管理体制の見直しや、警察のご協力、保護者や地域の皆様のご理解のもと、安全対策を早急に検討し実施してまいります。以上でございます。

### ●3月6日（月） 校長会議での教育長指示事項

すでに御承知のことと思いますが、令和5年3月1日（水）午後0：20頃、美笹中学校 に刃物を持った17歳の高校生が侵入し、取り押さえようとした男性教諭ですが、切りつけられ負傷しました。生徒だけでなく教職員の方にもショックが大きい方がいると思いますので、しばらくの間、カウンセラーの増員配置を行っていきます。心配な生徒も、安心できる仲間と学んだり、身体を動かしたりする中で、時間をかけて心をほぐしながら、日常を取り戻してもらえることを願っています。

まずは、各学校ごとの建物の特性を考えながら、多くの知恵を出して真剣に考え、具体的な対応策を講じていく必要があるかと思えます。改めて緊急対策として、私からは特に3つのことをお願いします。一つ目は、授業時の門扉や昇降口等が閉じていることの確認です。小学校は警備員、中学校は主にスクールサポーターとの連携、さらには防犯カメラ等の活用で門扉や昇降口が閉まっていることを確認ください。職員室のテレビモニターも多くの職員が見やすい位置に改めて配置し直してください。

二つ目は、校舎に出入りする人の確認の徹底です。具体的には、保護者の名札の着用や来校時の受付など、来校時のルールを徹底できるよう各校の実態に応じて工夫をしてください。児童生徒の安全は、学校だけで守れるものではありませんので、積極的に保護者や地域に協力を呼びかけたり、PTAや学校運営協議会と連携したりするようお願いいたします。

三つ目は、すでにどの学校でも作成している危機管理マニュアルに基づいた対応の確認です。具体的には、児童生徒の避難方法や経路、全体への危機の周知の方法、応援の呼び方、警察への通報など、改めて自校のマニュアルを再度確認し、次年度に向けて見直しを図ってください。安心・安全な学校生活を脅かす不審者への備えについては、各学校の実態等に応じて、マニュアルの中に更新していくようにしてください。

そして、マニュアルをつかって終わりではなく、マニュアルを形骸化させないためにも全教職員を見直しに関わらせながら、毎年、更新させていくこと、さらには、全教職員で徹底していくこと、を目指していただきたいと思います。マニュアルは基礎・基本を言語化したものです。それをもとに訓練を繰り返すことで応用力をつけることがマニュアル作りの目的です。マニュアルによって基礎知識を習得しているからこそ、応用する余裕が生まれます。私は校長時代マニュアル について2つのことを強調していました。一つは、「マニュアル通りに動くのではなく、マニュアルを知って動く人になれ」ということです。もう一つは、「マニュアルは宿根草ではなく一年草だと考えろ」ということです。放っておいたら翌年は花は咲きません。毎年そこから種を取り植え替えていく必要があります。

最後に、他校の先生の中にも、現在、恐怖を感じている方もいるのではないかと思います。「自分は身を挺して守ることはできないのではないか」と思うのは当然の感覚で、恥ずかしがる必要は全くありません。だからこそ、一人の教職員に頼る対応ではなく、いかに組織的に児童生徒や教職員を守る対策を考えていくかが重要であると思えます。

と だ し り つ し ょ う    ち ゅ う が っ こ う    じ ど う せ い と  
戸田市立小・中学校の児童生徒のみなさんへ

いのちのメッセージ ~あなたは一人ではありません~

そ つ ぎ ょ う    し ん き ゅ う    つ た  
卒業・進級をひかえているみなさんに伝えたいことがあります。

ニュースを見て不安になったり、どうすればいいか分からなくなってしまう  
ったりすることがあるかもしれません。そんな時には、次のことを思い出して  
ください。

あな た は、た く さ ん の 大 人 に 見 守 ら れ て 生 活 し て い ま す。学 校 で は 先 生 た  
ち、学 校 の 外 で は 家 族 や 地 域 の 人 た ち が、あ な た の こ と を 気 に か け て く れ て  
い ま す。あ な た は 一 人 で は あ り ま せ ん。

も し 不 審 者 に あ っ て し ま っ た と き は、自 分 の 身 は 自 分 で 守 る こ と も と て も  
大 切 な こ と で す。防 犯 ブ ザ ー を 鳴 ら し た り、大 声 で 助 け を 呼 ん だ り し て、子  
ど も 1 1 0 番 の 家 や 近 く の お 店、お う ち に に げ る よ う に し ま しょ う。ま た、  
た っ た 一 つ し か な い 大 切 な 命 を 守 る た め、安 全 に つ い て の き ま り や 約 束 を  
守 る こ と や、身 の 回 り の 危 険 に 気 付 く こ と が で き る よ う に す る な ど、日 ご ろ  
か ら、安 全 に つ い て の 意 識 を 高 め る よ う に し て く だ さ い。

ど ん な 小 さ な こ と で も、無 理 を せ ず、た め 込 ま ず、声 に 出 し て く だ さ い。  
家 族 や 先 生、友 達 な ど の 周 り の 人 に 相 談 し て く だ さ い。

誰 に 相 談 す れ ば よ い か 分 か ら な く な っ て し ま っ た と き や、相 談 す る 人 が 見  
つ か ら な い と き は、裏 面 に あ る メ ー ル や 電 話、S N S で 相 談 で き ま す。あ な  
た の 話 を 聞 い て く れ る 人 が あ な た の 周 り に 必 ず い ま す。

こ れ か ら も、み な さ ん が 毎 日 安 心 し て、安 全 に 学 校 生 活 を 送 れ る 方 法 を 考  
え て い き ま す。み な さ ん が 明 る く 楽 し く 過 ご し て く れ る こ と を 心 か ら 願 っ  
て い ま す。

れ い わ    ね ん    が つ    に ち  
令 和 5 年 3 月 2 日  
と だ し    き ょ う    い く    い い    ン    か い  
戸 田 市 教 育 委 員 会  
き ょ う    い く    ち ょ う    と    が    さ き    つ と む  
教 育 長    戸 ヶ 崎    勤



戸田市立小・中学校の児童生徒保護者の皆様へ

この度は、報道にもありましたように、市内中学校において不審者侵入により教員が負傷する事件が発生し、御不安、御心配なお気持ちになられていることと思います。市教育委員会といたしましては、生徒たちの心のケアや引き続き学校安全の確保の徹底に努めるとともに、負傷した教員の一日も早い回復を心よりお祈りいたします。

その上で、戸田市立小・中学校の児童生徒へ向け「いのちのメッセージ ~あなたは一人ではありません~」を伝えました。また、裏面の相談先も伝えました。主な内容は次のとおりです。

○あなたは、たくさんの大人に見守られて生活しています。学校では先生たち、学校の外では家族や地域の人たちが、あなたのことを気にかけてくれています。あなたは一人ではありません。もし不審者にあってしまったときは、自分の身は自分で守ることもとても大切なことです。防犯ブザーを鳴らしたり、大声で助けを呼んだりして、子ども110番の家や近くのお店、おうちににげるようにしましょう。また、たった一つしかない大切な命を守るため、安全についてのきまりや約束を守ることや、身の回りの危険に気付くことができるようにするなど、日ごろから、安全についての意識を高めるようにしてください。

どんな小さなことでも、無理をせず、ため込まず、声に出してください。家族や先生、友達などの周りの人に相談してください。

誰に相談すればよいか分からなくなってしまったときや、相談する人が見つからないときは、メールや電話、SNSで相談できます。あなたの話を聞いてくれる人があなたの周りに必ずいます。

市教育委員会としては、生徒たちの心のケアを最優先に、学校配置のスクールカウンセラーや相談員、また市教育センターの心理カウンセラーなども活用して、子供たちへの心のケアに全力を尽くしております。また、警察や地域等とも連携し、登下校時の見守りの強化を行っております。

また、学校安全の確保の徹底のため、全小・中学校において、学校の安全管理及び危機管理体制の再確認を実施します。各御家庭におかれましても、お子さんの登下校時や放課後などの外出の際の安全について、話す機会としていただければと思います。御不安な点などございましたら、学校や相談機関に御連絡いただきますようお願いいたします。

令和5年3月2日  
戸田市教育委員会  
教育長 戸ヶ崎 勤

こま

なや

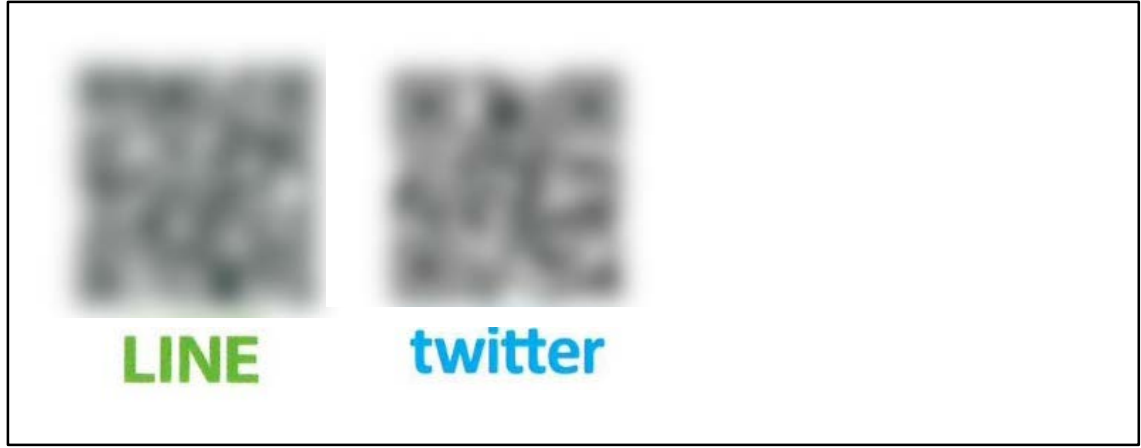
そうだんさき

# 困ったり悩んだりしたときの相談先

こころ そうだん まどぐち

し きょういく

## ○SNS心の相談窓口（市の教育センター）



LINE

twitter

こ でんわ きょういく そうだん

さいたまけん

## ○よい子の電話教育相談（埼玉県）



<みなさん<sup>よう</sup>用>

☎ #7300      ☎ 0120-86-3192

かぞく かたよう  
<家族の方用>

☎ 048-556-0874

かぞく かたきょうつう  
<みなさんと家族の方共通>

ファックス 0120-81-3192

Eメール soudan@spec.ed.jp

じかん こども えすおーえす

ぜんこくとういつ

## ○24時間子供SOSダイヤル（全国统一ダイヤル）

じかん こども      つわりようせりょう  
24時間子供SOSダイヤル（通話料無料）

なや み おう  
**0120-0-78310**

こま      ふあん      なや  
いじめで困ったり、ともだちのことで不安や悩みがあったりしたら、

ひとり      なや      でんわ      そうだん  
一人で悩まず、いつでもすぐ電話で相談してください。

令和5年3月14日

戸田市教育委員会

戸田市立小中学校長会

## 不審者対応に係る緊急要望について

令和5年3月1日に、戸田市立美笹中学校に不審者が侵入し同校教師が傷を負う事件を受け、下記の事項について緊急に要望しますので、早急にお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

- 1 市内全小中学校に警備員の配置等（複数配置・有資格者）
- 2 門扉、職員・来校者入口、児童生徒昇降口のオートロック化（モニタ付きインターホンの設置）
- 3 校内緊急通報システムの整備
- 4 学校における防犯用備品等の充実
- 5 その他

### 1 市内全小中学校に警備員の配置等（複数配置・有資格者）

#### （1）中学校への警備員の配置について

今回の事件は、警備員未配置の中学校で起きていることから、中学校にも小学校同様、警備員の配置をお願いします。

#### （2）警備員の配置人数の増員について

学校には正門の他に複数の門扉があり、児童生徒が登下校の際には、それぞれの門扉から校地内に入出りをしている学校もあります。複数の出入口がある状況で、警備員1名で不審者の侵入に対応することは不可能であることから、警備員2名以上の配置をお願いします。

#### （3）配置する警備員の資格について

強い殺意をもって侵入してくる不審者がいることから、現在も警備業法に基づく警備員を配置いただけていますが、今後はさらに、国家資格である施設警備業務検定1級又は2級等の専門知識や技能を有する警備員の配置をお願いします。

### 2 門扉、職員及び来校者入口、児童生徒昇降口のオートロック化（モニタ付きインターホンの設置）

各学校は授業中に門扉や昇降口を閉めていますが、遅れてくる児童生徒等が入校するため施錠まではしていません。警備員の巡回範囲も限界があるため、不審者の侵入を完全に防ぐためには出入口を確実に施錠することが求められます。

しかし、現在の施設の状況では、職員室や事務室と職員・来校者入口が離れている学校もあり（中学校は主に2階）、教職員がその都度解錠の対応をする必要があります。また、休み時間、体育の授業等における児童生徒の頻繁な出入りもあり、昇降口を常に施錠することは難しい状況もあります。

そこで、門扉等を施錠するためには職員室又は事務室等からの遠隔操作により施錠・解錠できるオートロック化を要望します（緊急時の解錠がスムーズにできることが必須となりますが）。

なお、各学校には、職員・来校者入口等に監視カメラが設置されていますが、上部に設置されていることから上方からの映像となるため来校者の顔を認識しづらい状況です。来校者等の確認には、オートロック整備とあわせてモニタ付きインターホンの設置もお願いします。

### 3 校内緊急通報システムの整備

不審者侵入への対応は、危険を迅速に伝える校内緊急通報システムの整備が不可欠なことから、以下のことについて要望します。

#### (1) 各教室にインターホン及び警報音システムを設置

各教室にインターホンを設置することにより、不審者を発見した際に迅速に職員室や他の教室等に知らせ、児童生徒の避難指示や応援要請が行える手段となります。併せて緊急事態を知らせる警報音システムの設置もお願いします。

#### (2) 全職員に「緊急通報ボタン」がある校務用スマホ又はペンダント式緊急通報装置等の支給

スマホがあれば校庭等のように近くにインターホンがない状況でも通報できる手段となります。また、ボタンを押せば職員室や事務室等につながるペンダント式の緊急通報装置や、緊急用ホイッスルの支給等も危険を伝えるために有効と考えます。

### 4 学校における防犯用備品等の充実

上記対策を実施したとしても、なお不審者が侵入し、不法な有形力の行使に及んだ場合、子供たちの命を守るため、教職員は自分の身を守りながら、不審者に対応しなければなりません。そこで、さすまた、防盾（取っ手の付いたアクリル板）、ネットランチャー、携行催涙スプレー等の対策備品の新規・追加配置をお願いします。

ただし、教職員が不審者に応戦すること等は、教職員の本来業務ではなく、施設の整備等の対策が優先されるべきと考えます。また、武器等の携行は、教職員の心理的な負担となったり、誤使用等による事故の心配があったりすることを御理解ください。

### 5 その他

#### (1) 不審者侵入に対し抑止力となる掲示物の設置

校地及び校舎の出入口に、「許可なき者の入校禁止」「防犯カメラ設置」「110番通報」等を明記した掲示物の設置をお願いします。

#### (2) 校門から受付までの入校ライン・通路のペイント・舗装

来校者を門扉から受付（来校者入口）まで速やかに誘導できる入校ラインのペイントをお願いします。

#### (3) 門扉や生垣等補修（場合によっては柵等を設置）

学校の敷地は生垣等に囲まれています。場所によっては隙間があったり、植樹の間隔が広がったりして侵入できる状況もあります。また、門扉の高さが低く、簡単に乗り越えられるものもあります。早急の修繕等をお願いします。場合によっては柵等を設置していただくようお願いします。

#### (4) 蕨警察署等による巡回パトロールの充実

これまで以上に複数回の学校周辺の巡回を実施いただければ幸いです。

**令和5年度  
埼玉県公立高等学校入学予定者数並びに  
国立・私立高等学校入学予定者数等について**

**戸田市教育委員会教育政策室**

## 令和5年3月卒業予定者の進路等について

1 在籍数 1,192名(男子 582名 女子 610名)

2 県公立高等学校入学予定者数(581名)(48.7%) R4 47.4%

	令和5年度	令和4年度
男子	287	257
女子	294	282
計	581	539

3 私立高等学校等入学予定者数(489名)(41.0%) R4 44.4%

	令和5年度			令和4年度		
	県内	県外	計	県内	県外	計
男子	174	64	238	179	98	277
女子	142	109	251	126	102	228
計	316	173	489	305	200	505

4 上記以外の高等学校他入学予定者数(94名)(7.9%) R4 7.1%

	男子	女子	計
国立高校	2	0	2
県外公立高校	0	0	0
高等専門学校	1	1	2
特別支援学校高等部	13	4	17
サポート校(含通信制)・ 専修(専門)学校	29	44	73
計	45	49	94

5 その他の進路(28名)(2.3%) R4 1.1%

欠員補充を受検 県外公立結果待ち 就職・未定・家事手伝い等	12	16	28
-------------------------------------	----	----	----

令和5年度埼玉県公立高等学校入学予定者数

R05.3.9現在  
戸田市教育委員会

I 県内公立高等学校〔全日制の課程〕

1 普通科（コース）

学校名	学科等	男	女	合計
上尾	普通	1	1	2
上尾鷹の台	普通	1	1	2
上尾橘	普通	0	1	1
朝霞	普通	1	2	3
朝霞西	普通	4	6	10
伊奈学園総合	普通	1	4	5
	スポーツ科学	2	0	2
	芸術	1	0	1
浦和	普通	4	0	4
浦和北	普通	4	12	16
浦和第一女子	普通	0	5	5
浦和西	普通	7	4	11
浦和東	普通	4	3	7
大宮	普通	5	8	13
大宮光陵	普通	1	0	1
	外国語	0	1	1
大宮東	普通	0	1	1
大宮南	普通	3	2	5
大宮武蔵野	普通	2	7	9
春日部	普通	5	0	5
川口	普通	0	4	4
川口北	普通	6	3	9
川口青陵	普通	13	1	14
川口東	普通	6	1	7
川越	普通	2	0	2
川越女子	普通	0	2	2
志木	普通	4	0	4
南稜	普通	33	20	53
新座	普通	1	4	5
鳩ヶ谷	普通	5	8	13
与野	普通	20	17	37
和光	普通	12	11	23
和光国際	普通	1	5	6
蕨	普通	12	16	28
川口市立	普通	6	14	20
	スポーツ科学	1	2	3
市立浦和	普通	2	3	5
市立浦和南	普通	9	21	30
市立大宮北	普通	2	0	2
岩槻	普通	1	1	2
草加東	普通	0	2	2
越谷南	普通	0	1	1
市立川越	普通	0	1	1
深谷	普通	1	0	1
ふじみ野	普通	0	1	1
白岡	普通	0	1	1
宮代	普通	0	1	1
①普通科計		183	198	381

2 農業に関する学科

学校名	学科	男	女	合計
鳩ヶ谷	園芸デザイン	2	1	3

3 工業に関する学科

学校名	学科	男	女	合計
浦和工業	電気	6	0	6
	機械	6	0	6
	設備システム	2	0	2
	情報技術	5	2	7
大宮工業	電子機械	1	0	1
川口工業	機械	6	0	6
	電気	6	1	7
	情報通信	1	0	1

新座総合技術	デザイン	0	1	1
--------	------	---	---	---

#### 4 商業に関する学科

学校名	学科	男	女	合計
浦和商业	商業	19	17	36
	情報処理	2	2	4
大宮商業	商業	0	3	3
鳩ヶ谷	情報処理	2	3	5

#### 5 家庭に関する学科

学校名	学科	男	女	合計
鴻巣女子	保育	0	1	1
越谷総合技術	食物調理	0	1	1
新座総合技術	服飾デザイン	0	4	4
	食物調理	0	3	3

#### 6 その他の専門学科

学校名	学科	男	女	合計
常磐	看護	0	6	6
南稜	外国語	1	3	4
和光国際	外国語	0	2	2
蕨	外国語	0	3	3
大宮光陵	美術	0	1	1
	音楽	1	1	2
	映像芸術	0	2	2
芸術総合	舞台芸術	0	1	1
大宮東	体育	1	1	2
大宮	理数	0	1	1
川口市立	理数	4	2	6
いずみ	生物系	4	4	8
	環境系	1	2	3
②専門学科計（2～6）		70	68	138

#### 7 総合学科（全日）

学校名	学科	男	女	合計
寄居城北	総合学科	0	1	1
③総合学科計		0	1	1

#### II 県内公立高等学校〔定時制の課程〕

学校名	学科等	男	女	合計
浦和	普通	1	0	1
大宮中央	普通	1	2	3
川口工業	工業技術	1	0	1
戸田翔陽	I	11	12	23
	II	7	7	14
	III	12	6	18
吉川美南	II	1	0	1
④定時制の課程計		34	27	61
⑤普通科+専門学科+総合学科+定時		287	294	581



令和5年3月中学校卒業予定者の国立・私立高等学校入学予定者数

R05.3.9現在

国立高校				県外私立男子校		県外私立共学校			
高校名	男子	女子	合計	高校名	男子	高校名	男子	女子	合計
筑波大学附属坂戸高等学校	1	0	1	日大豊山	4	青山学院	0	1	1
筑波大学付属高等学校	1	0	1	早大高等学院	3	岩倉	1	0	1
<b>国立合計</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>県外私立男子校合計</b>	<b>7</b>	京華商業	3	1	4
県内私立高校				県外私立女子校		桜丘	1	2	3
高校名	男子	女子	合計	高校名	女子	サレジオン国際学園	0	1	1
浦和学院	11	5	16	安部学院	5	品川翔英	0	1	1
浦和実業	55	35	90	神田女学園	1	淑徳	1	3	4
浦和麗明	7	11	18	京華女子	3	淑徳巣鴨	2	3	5
叡明	9	22	31	女子美術大付	2	順天	3	5	8
大宮開成	11	13	24	瀧野川女子学園	4	駿台学園	1	0	1
開智	4	5	9	東京家政大学付属女子	7	正則	1	0	1
春日部共栄	4	0	4	東洋女子	8	成立学園	9	15	24
川越東	7	0	7	日女体大付属二階堂	1	大東文化第一高	9	8	17
慶応義塾志木	4	0	4	日大豊山女子	5	中央大学杉並	0	3	3
国際学院	3	1	4	日本体育大学桜華高等学校	2	帝京	1	2	3
埼玉栄	15	13	27	<b>県外私立女子校合計</b>	<b>38</b>	貞静学園	0	3	3
埼玉平成	1	0	1			東海大付属高輪台	2	0	2
栄北	6	1	7			東京成徳大学高	4	6	10
栄東	3	2	5			豊島学院	2	1	3
秀明栄光	13	3	16			日大一	1	1	2
淑徳与野	0	6	6			日大二	1	1	2
城西大付川越	1	0	1			日大鶴ヶ丘	1	0	1
城北埼玉	1	0	1			豊南	0	2	2
西武学園文理	0	2	2			武蔵野	2	1	3
西武台	1	5	6			明治学院	2	2	4
東邦音楽第二	1	0	1			早稲田大学実業	0	1	1
花咲徳栄	1	0	1			国際基督教大学	0	1	1
武南	11	13	25			日本航空石川	1	0	1
細田学園	1	3	4			共栄学園	2	0	2
武蔵越生	1	0	1			日本ウェルネス長野	1	0	1
山村学園	0	1	1			愛知高等学校	0	1	1
立教新座	2	0	2			山梨学院高等学校	1	0	1
早大本庄	1	1	2			日本体育大学荏原高等学校	1	0	1
<b>県内私立共学等合計</b>	<b>174</b>	<b>142</b>	<b>316</b>			専修大学附属高等学校	2	3	5
						遊学館	1	0	1
						明治学院東村山	0	1	1
						二松学舎大学附属	0	1	1
						作新学院	1	0	1
						秀明八千代	0	1	1
						<b>県外私立共学等合計</b>	<b>57</b>	<b>71</b>	<b>128</b>
						<b>県外私立高校合計</b>	<b>64</b>	<b>109</b>	<b>173</b>
						<b>私立高校合計</b>	<b>238</b>	<b>251</b>	<b>489</b>